

## 1. 新型インフルエンザに感染したときの企業の雇用管理について

現在、新型インフルエンザ感染が日本列島の最大のニュースとなっております。ここ最近、ノロウイルス、SARS、はしかといった感染症流行もありましたが、感染症にり患した従業員が生じた場合の企業の対応はどうすればよいでしょうか。

り患した従業員に対して休業(自宅待機)命令自体は一般的に有効と考えられます。その間の賃金の支払いや休業手当については、労働基準法第26条で「使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合は休業手当(平均賃金6割以上)を支払うことが義務」付けられています。休業手当の支払い義務の有無は、感染症法に基づくもの・労働安全衛生法の就業禁止規定に基づくもの、事業主の独自の判断によるもの、に分類され、は、法令を順守するやむを得ないものであるため、賃金・休業手当の支払い義務は生じません。感染症法では、感染症を5つに分類しており、1~3類が法的に就業制限されています。一方は、その休業が使用者の責めに帰すべき事由に該当すると考えられ、少なくとも休業手当を支払わなければなりません(念のためですが、本人から欠勤の連絡がある・有給休暇利用するなどとは別です。あくまでも本人が感染症にも関わらず出勤を希望している場合に、会社が休むように本人に伝える場合です)。

新型インフルエンザは現時点ではに該当していますが、通常冬季に流行しているインフルエンザは感染症法の第4・5類の感染症に当たるため、事業主側から就業禁止を命じる場合は、に該当し、休業手当の支払いが必要となります。

企業には、安全配慮義務という従業員の業務中の健康を配慮する義務がある一方で、り患した従業員の働く権利を守ることも重要な責務といえます。つい最近まで患者に対するいわれのない差別や敗訴が行われてきた経緯があり、今だに偏見を持った見方も少なくないと考えられる現状もあるため、各種の法令に従って冷静に行動することが重要といえます。



## 2. 「メタボ検診」伸び悩む受診率

40歳から74歳までの人を対象に行う、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)かどうかを調べる「特定健康診査・特定保健指導」(メタボ検診)の受診率の低さが問題視されています。生活習慣病を減らして医療費削減につなげる、世界でも例を見ない取組みとしてスタートし、1年が経過しましたが、特に国民健康保険の加入者を対象にしたメタボ健診を実施する市町村の多くが受診率の低さに頭を悩ませているそうです。メタボ健診は、メタボリックシンドロームに着目した健康診断のことで、メタボリック症候群やその予備軍の人に対し、早期に治療や生活指導を徹底して、増大する医療費を削減することが目的の新健診です。健康保険組合や市町村などの保険者に実施が義務付けられており、健康保険組合の場合、従業員(被保険者)だけでなく、被扶養者も対象となっております。会社で行う定期健康診断の中にもこの診断は含まれております。

国は市町村国保については、一定の受診率の目標を達成できないと、75歳以上の医療費への拠出金が最大10%増えるというペナルティを課されることもあり、受診率アップのために様々な独自の工夫を行っています。とはいえ、何よりも、メタボリックシンドロームが肥満症や糖尿病、高脂血症などの生活習慣病をひき起こす原因となっていること、生活習慣病発症を予防するための検診がメタボ検診であることをもっと周知させて、予防することの大切さをもっと伝えるべきでしょう。

日頃から適度な運動を。徒歩での駅の階段の上り下りだけでも結構違うと思います。

### 編集後記

GWに奈良へお寺と神社巡りをし、主に天平時代の仏像を観て回りました。現在、上野の東京国立博物館で「阿修羅展」(奈良県・興福寺 収蔵)が開催されていることもあり、今や日本は空前?!の仏像ブームですね。奈良から帰ってきて早速、阿修羅様に会いに行きました。1300年も前から多くの人々を魅了する阿修羅像のお姿は無駄な筋肉がそぎ落とされ華奢で大変美しく、憂いを帯びた少年のようなまなざしは何とも愛おしい。今回はガラスケース展示ではないので同じ空気が吸え、また360度拝観することができます。6月7日までと残りわずかですので、まだの方は是非足を運んでみてください。私も既に、2回行きました (秋山)



あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-31-7-201  
TEL:0422-27-7774  
FAX:0422-27-7775  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)